

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和2年1月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

高齢者安心コール業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

本件は、下記の3点を目的とした電話相談業務・電話訪問業務を委託するものである。

- ①ひとり暮らし等の高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう支援する
- ②地域のボランティアによる支えあい活動の推進を図る
- ③見守りが必要な高齢者を支援する

(3) 履行期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までは運営準備（体制構築・業務研修等）期間とし、運営業務の履行開始は令和2年7月1日とする。

※令和3年度、令和4年度及び令和5年度（4月1日から6月30日）についても、業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

※令和2年度の契約を含め、当該業務にかかる各年度の予算が議決されることを条件とする。

(4) 履行場所

受託者が用意した場所

(5) 電話相談業務・電話訪問業務の電話番号

現在本業務を受託している事業者から引き継ぐか、受託者が用意するものとする。なお、電話番号を継承・用意するにあたっての経費は、すべて受託者が負担することとする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 令和元年度を含む過去5年度の間に、官公庁におけるコールセンター業務等の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 第一次選定

- ア 法人関係書類に関する事項
- イ 運営方針に関する事項
- ウ 運営体制に関する事項
- エ 危機管理体制に関する事項
- オ 経費に関する事項
- カ 事業日程に関する事項

(2) 第二次選定（最終選定）

第一次選定による評価及びプレゼンテーションによる評価

5 手続き等

(1) 担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当
(世田谷区役所分庁舎3階)

電話03-5432-2407 FAX03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和2年1月8日（水）から1月22日（水）の午後4時まで
(土曜、日曜、祝日を除く)
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 希望者に無償配付（説明書と引換えに名刺を提出すること）
世田谷区のホームページからもダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

- ① 期限 令和2年1月22日（水）午後4時まで必着
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 持参またはFAX（FAXの場合は要電話連絡）

(4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

- ① 期限 令和2年2月28日（金）午後4時まで必着
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 提出日時を事前に電話で予約の上、持参

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。
- (8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (9) 事業者からの提出物は返却しない。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 詳細は提案要求説明書による。
- (13) 本案件は、令和2年度の提案限度額を26,000,000円としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。

これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。

2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。

- (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
- (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。

2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。

3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。

4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。

5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。

契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

2. 対象

予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)

3. 告示額

次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要

労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

2. 対象

予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)

3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)

(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口):教育総務課が取り扱う契約以外の契約

(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口):教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円